

水循環基本計画変更の概要等について

水循環基本計画の主要な変更事項は以下のとおり。

1. 重点的に取り組む主な内容に記載する内容（総論P13～16）

- (1) 代替性・多重性等による **安定した水供給の確保**
 - ① 水インフラの耐震化、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築
 - ② 非常時における地下水や雨水等の代替水源としての有効活用
 - ③ 災害対応上有効と認められる新技術の活用推進
- (2) 施設等再編や官民連携による上下水道一体での **最適で持続可能な上下水道への再構築**
 - ① 地域の実情を踏まえた、広域化や分散型システムの検討
 - ② 上下水道一体のウォーターPPPによる官民連携の推進
- (3) 2050年カーボンニュートラル等に向けた **地球温暖化対策の推進**
 - ① 官民連携による水力発電の最大化
 - ② 施設の統廃合（取水地点の上流移転等）による省エネルギー化の推進
 - ③ 渇水対策や治水対策などの適応策の推進
- (4) 健全な水循環に向けた **流域総合水管理の展開**
 - ① あらゆる関係者による流域総合水管理の展開
 - ② 展開にあたり、流域総合水管理の考え方を取り入れた流域水循環計画の策定を推進

この他、教育・人材育成、普及啓発、技術開発、国際連携・協力などにも注力。

2. 主な記載の変更点

- **流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み**
 - ① 公表されている流域水循環計画の 分析結果等に基づく計画の作成推進（P39）
 - ② 優先して対応すべき課題を有する地域への 流域水循環計画の作成推進（P39）
- **地下水の適正な保全及び利用**
 - ① 令和6年能登半島地震の教訓を生かすため、被災地での 地下水調査の実施（P46）
 - ② 代替水源としての地下水利用促進に向けた ガイドラインの作成（P46）
- **水の適正かつ有効な利用の促進等**
 - ① 水道水源から蛇口に至るまでの一体的なリスク管理の実施（P50）
 - ② 気候変動等を踏まえ、渇水による被害軽減等を目的とした 渇水対応タイムラインの作成推進（P30、51）
 - ③ 災害から人命・財産を守るための 水災害リスクの自分事化（P53）
 - ④ 流域治水の取組として水田の「田んぼダム」としての 活用推進（P54）
 - ⑤ ネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性増進活動の促進（P33、63）
 - ⑥ 二酸化炭素吸収源対策、自然豊かな生活空間の確保等にも資する グリーンインフラの推進（P65）
 - ⑦ 気象予測技術も活用した ダムの運用改善（P66）
- **健全な水循環に関する教育・人材育成の推進**
 - ① 水循環に関する 学習教材等を活用した教育の推進（P69）
 - ② 学校とその他教育現場との 有機的な連携による水循環教育の推進（P69）
- **民間団体等の自発的な活動を促進するための措置**
 - ① 民間活動の促進に向けた健全な水循環に資する 民間企業等の認証（P25、73）
- **科学技術の振興**
 - ① 適正な地下水の利用に向けた、平常時及び災害時の地下水利用に関する 研究開発（P78）
- **国際的な連携の確保及び国際協力の推進**
 - ① 世界における水問題の解決に資する、ユースとの連携（P35、81）
- **その他**
 - ① 水循環を構成する重要な要素として、上下水道などの水インフラを明記（P4）
 - ② 効果的な水循環施策等に向けた 水循環施策の評価指標等の検討の推進（P86）
 - ③ 情勢の変化等により計画の 目的達成が困難となった場合、遅滞なく変更することを明記（P86）